

日本国憲法施行70周年の憲法記念日に寄せて

—いわゆる共謀罪法案の廃案及び安保法制の廃止に引き続き取り組みます—

当会は弁護士法第1条により弁護士に付託された基本的人権の擁護、社会正義の実現、社会秩序の維持、法律制度の改善という責務に基づいて、種々の提言をしてきました。本日、日本国憲法施行70周年の憲法記念日に寄せて、以下の2点についてお話しします。

1. いわゆる共謀罪法案の廃案に向けて

政府は、本年3月21日、共謀罪の創設を含む組織的犯罪処罰法改正案、いわゆる共謀罪法案を国会に上程しました。

同法案は、犯罪の遂行を合意するだけで犯罪として処罰しようとするもので、犯罪の結果が発生した既遂処罰を原則とする現行の刑事法体系を根底から変容させる法案です。共謀罪法案は、過去3回国会に上程され、いずれも法曹界をはじめとする市民の強い反対により廃案となってきました。政府は、今回、「共謀罪」の呼び方を「テロ等準備罪」に変えていますが、以下に述べるように、処罰の対象が十分に限定されていないことからすれば意思を処罰の対象とするのに近い結果を招くおそれがあることに変わりありません。

同法が成立した場合、共謀罪の捜査のためとして、市民の日常の会話や電話、メール等意思を表明する手段が捜査機関によって収集され、市民に対する日常的な監視が強まるおそれがあります。憲法の保障する市民の思想及び良心の自由、表現の自由、プライバシーの権利などの基本的人権に対する重大な脅威となるおそれが拭えません。

政府は、犯罪主体を「組織的犯罪集団」に限定している点や、犯罪の合意のみならず処罰のために「準備行為」を必要とする点、対象となる犯罪の数を676から277に減らした点をもって、犯罪の対象を限定したと説明しています。

しかし、犯罪主体を「組織的犯罪集団」に限定していても、犯罪の常習性や反復継続性が要求されていないなど、「組織的犯罪集団」となる条件が必ずしも十分に限定されていないことから、もともと適法な活動を目的とする市民団体や労働団体などにも恣意的に適用されてしまうおそれが指摘されております。また、「準備行為」には犯罪の結果発生の危険性がない日常的行為が広く含まれる余地があり、処罰の対象を限定するには依然として不十分です。また、対象となる犯罪の数を277に減らしたとしても、組織犯罪やテロ犯罪とは無縁の犯罪が依然として多数対象とされており、処罰される行為の範囲が広過ぎます。

政府は、同法の成立は国連越境組織犯罪防止条約批准のために必要だと説明しています。しかし、現在の国内法でも、未遂犯はもとより、重大な犯罪については「予

備」「陰謀」「準備」の段階での処罰を可能にする規定が相当程度存在していることから、批准の要件を十分に満たしているので、新たな共謀罪の創設は必要ありません。

よって、当会は、監視社会を招き市民の人権や自由を広く侵害するおそれが強い同法案の制定に強く反対し、引き続き同法案が廃案になるよう取り組んでいきます。

2. 安保法制の廃止に向けて

一昨年9月に成立した安保法制が、昨年3月29日に施行されました。

安保法制により、これまで違憲とされてきた集団的自衛権の行使が可能になりました。また、自衛隊が他国の軍隊の兵站を支援することなどができるようになり、自衛隊員が、国外で、命を落としたり人の命を奪ったりする事態が現実のものとなろうとしています。

戦争は、究極の人権侵害です。今日からちょうど70年前に施行された日本国憲法は、基本的人権を保障し、過去の軍国主義の歴史と先の大戦の惨禍への深い反省に基づいて、憲法前文に平和的生存権を謳い、憲法第9条に戦争の放棄と戦力を保持しないという徹底した恒久平和主義を定めました。

しかし、今般の安保法制は、日本が政府の行為によって他国の戦争に参加したり巻き込まれたりして戦争の惨禍が起こるおそれをもたらすものであり、恒久平和主義と基本的人権の保障を定めた日本国憲法に反するものです。

当会は、引き続き安保法制の廃止に向けて取り組んでいきます。

2017年（平成29年）5月3日

宮崎県弁護士会
会長 小林孝志

